

減災

震度6弱から半年

「震固断層に近いけど大丈夫ですか」

「断層は1000年は動きませんよ」

福岡市中央区今泉のマンションに住む女性(28)は購入前、販売会社に聞いたのだが、それ以上追及しなかった。「新しい建物だから、地震があっても壊れないだろう」。そう思い込んだことが悔やまれる。

マンションは福岡県西方沖地震で、築5年なのに半壊した。南西へ約1000メートルを震固断層が走る。寝室の壁はひずみ、天井にひびが入った。

福岡市は、マンションなどの共同住宅に住む世帯の割合が73・5%(2003年度)と、政令市で最も高い。2002～04年度の間、マンション

▶ 2 ◀

住宅耐震化へ高い関心

着工戸数は4162戸、45338戸、6167戸。建設ラッシュが続くが、地震後も耐震化の動きは鈍い。

市内の地場大手販売業者は「耐震化よりデザインに力を

入れた方が売りやすい。地震の質問には『国の基準を満たしている』と答える。話はそれで終わる』と言う。別の業者は『大地震が起これば壊れます』なんて説明したら客

の設計・施工業者への指導体制作りが必要』と提言する。国も耐震に対する考え方を再検討し始めた。国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」は6月の提言で、

量など建築基準法の耐震基準はクリアした。だが、方角によって壁量に偏りがあることと、床下の老朽度の問題があった。木造住宅の耐震補強工事費は平均120万円(木耐協調べ)。古川さんは「何らかの手は打つ」と補強を検討している。

が逃げる」と本音を漏らす。

建築基準法の耐震基準は「震度5強」で建物が損傷しないことを求めている。それを超える大地震では、倒壊さえしなければ、ある程度の被害はやむをえないとする「最低基準」だ。

九州大学の河野昭彦教授(建築構造学)はマンションの玄関ドアが変形して開かなくなり、避難経路が断たれた事態を重視し、「避難経路確保のための法整備と、行政

白木さん(右)から耐震補強効果の説明を受ける古川さん(福岡市南区高宮で)

「大地震でも、建物ができる限り損傷しない方策を検討する必要があります」と盛り込んだ。「耐震性の認定制度など、耐震化を基準に住宅を選べるシステム作りを進めたい」と同省建築指導課は言う。

福岡市南区高宮。古川貞子さん(65)が暮らす築50年の木造住宅は西方沖地震で傷一つ入らなかつた。それでも、相次ぐ余震で不安になり、8月に耐震診断を受けた。結果は「倒壊の危険あり」。

診断した日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)の理事、白木秀一さん(42)によると、床面積に対する壁の

白木さん経営の工務店「住環境工房らしんばん」(福岡市)が請け負う耐震補強工事は年間4、5件だったが、今年はずでに20件以上。県が6月から始めた木造住宅の耐震診断補助制度への申し込みは225件(15日現在)にのぼり、診断士が派遣されるまで最低1か月待ちだ。これまでに診断した131件のうち97件(74%)に「倒壊の可能性」があった。

「基準を満たしても、通風や採光がいい住宅は壁量が少なく、耐震性が弱くなりがち。そうしたメリット、デメリットを情報公開する売り手が信頼を得る時代になる」と白木さんは指摘している。

迫られる売り手の情報公開



白木さん(右)から耐震補強効果の説明を受ける古川さん(福岡市南区高宮で)